

ソフトウェア利用規約

(iGW-N02 利用規約)

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社アースワークス（以下「当社」といいます。）が提供する「iGW-N02」（以下「本ソフトウェア」といいます。）の利用条件を定めるものです。利用者は、本規約に同意のうえ、本ソフトウェアを使用するものとします。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

1. 「本ソフトウェア」

当社が提供する「iGW-N02」およびその関連プログラム、付属ドキュメント、アップデートファイルをいいます。

2. 「ライセンス」

本ソフトウェアを動作させるために当社が発行する認証情報をいいます。

3. 「保守」

本規約における「保守」とは、以下に限定されるサービスをいいます。

- ライセンス再発行
- バージョンアップ版提供
- チャンネル数増加対応

保守には、以下は含まれません。

- 導入支援
- 技術サポート
- 障害原因調査
- 障害復旧作業
- サーバー設定変更
- ネットワーク設定変更
- 通信事業者対応
- 電話・通信環境の正常化作業
- 利用者環境の動作保証

4. 「稼動機」

本ソフトウェアを通常運用するために利用されるサーバーをいいます。

5. 「スタンバイ機」

冗長構成を目的として利用される待機系サーバーをいいます。

第2条（本ソフトウェアの内容）

1. 本ソフトウェアは、NTT東西のひかり電話網と、利用者のIP電話網を接続するゲートウェイ機能を提供します。
 2. 本ソフトウェアは、当社が発行するライセンスを、利用者が本ソフトウェアをインストールしたサーバー内に保存した場合にのみ動作します。
 3. ライセンスは、インストール対象サーバーのネットワークインターフェースカード（以下「NIC」といいます。）のMACアドレスに紐付けられます。
 4. NIC交換、運用環境変更、サーバー移行その他の理由によりMACアドレスが変更された場合、既存のライセンスでは本ソフトウェアは動作しません。
 5. MACアドレスが変更された場合、本ソフトウェアを継続利用するためには、当社によるライセンス再発行が必要となります。
 6. 本ソフトウェアのインストール手順書その他関連資料は、当社ホームページより提供されます。
-

第3条（使用許諾）

1. 当社は、利用者に対し、本規約に定める条件のもとで、本ソフトウェアを非独占的かつ譲渡不能な形で使用する権利を許諾します。
 2. 利用者は、当社が発行したライセンスの範囲内でのみ本ソフトウェアを利用できるものとします。
 3. ライセンスは、当社がライセンス発行時に登録したMACアドレスに限り有効とします。
 4. 利用者は、当社の事前承諾なく、ライセンスを第三者へ譲渡、貸与、再販売、再許諾してはなりません。
-

第4条（価格および保守）

1. 本ソフトウェアの価格、チャネル数、保守費その他条件は、当社が別途提示する価格表によります。
2. ライセンス新規購入時には、1年間の保守契約加入を必須とし、保守契約費用を含めて提供します。
3. 保守契約は年間契約とし、契約開始前に料金を支払うものとします。
4. 利用者都合による利用中止または解約による返金はありません。
5. 保守契約期間中、当社は回数制限なくライセンスの再発行を行います。
6. ライセンス再発行は、NIC故障、サーバー交換その他合理的理由によるMACアドレス変更時に提供されます。
7. 保守契約期間中、当社は必要に応じてバージョンアップ版を提供します。
8. 利用者は、追加料金を支払うことでチャネル数を増加できます。

9. スタンバイ機ライセンスは、冗長構成目的で利用される場合に限り提供され、稼動機との同時購入を条件とします。
10. 当社は、検証目的で利用可能なライセンス（以下「検証ライセンス」といいます。）を提供します。利用者は、ライセンス購入前に、自己の責任において十分な動作確認および適合性確認を行うものとします。
11. 検証ライセンスにより動作確認が完了した後、利用者はライセンスを申し込むものとします。
12. 本ソフトウェアは、利用可否、導入成否または利用者環境への適合性に関わらず、購入後の返金はありません。

第5条（サポート）

1. 当社は、本ソフトウェアについて、ユーザーマニュアルに関する問い合わせ対応、導入支援、技術サポート、その他のサポートはすべて有償で提供します。
2. 有償サポートの料金および条件は、内容、対応範囲、対応時間その他条件に応じて個別に見積もるものとします。
3. 当社は、利用者環境における動作保証、導入成功保証または障害解消保証を行いません。

第6条（禁止事項）

利用者は、以下の行為を行ってはなりません。

1. 本ソフトウェアの改変、解析、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル
2. ライセンスの不正使用または第三者への譲渡
3. 本ソフトウェアの不正コピー
4. 法令または公序良俗に反する利用
5. 当社または第三者の権利を侵害する行為
6. その他、当社が不適切と判断する行為

第7条（保証の否認）

1. 当社は、本ソフトウェアについて、その完全性、正確性、有用性、特定目的適合性、継続性、無停止性または無瑕疵性を保証しません。
2. 本ソフトウェアは、利用者自身の責任において使用されるものとします。
3. 本ソフトウェアはIP電話環境に関連して利用されるため、ソフトウェアの不具合、設定不備、通信障害、機器障害その他の理由により、IP電話サービスが利用できなくなる場合があります。
4. 当社は、本ソフトウェアを利用した110番、119番その他の緊急通報について、その接続性、到達性または利用可能性を保証しません。
5. 利用者は、自らの責任において、通信障害時に備えた冗長化構成、バックアップ回線、代替通信手段その他必要な対策を講じるものとします。
6. 利用者は、本ソフトウェア導入前に、検証ライセンスその他の方法により、自己の責任において十分な検証を実施するものとします。
7. 当社は、本ソフトウェアがすべての環境、機器、OS、仮想環境、ネットワーク構成または第三者

ソフトウェア上で正常に動作することを保証しません。

第8条（免責）

1. 当社は、本ソフトウェアの利用または利用不能に起因して利用者または第三者に生じた損害について、一切責任を負いません。
2. 当社が責任を負わない損害には、以下を含みます。
 - 電話通信不能による業務停止
 - 緊急通報不能による損害
 - 営業機会の損失
 - 利益損失
 - データ消失
 - 間接損害
 - 特別損害
 - 派生損害
3. 当社は、以下に起因する不具合または障害について、一切責任を負いません。
 - 利用者による設定変更
 - OSアップデート
 - サーバー移行
 - ネットワーク構成変更
 - MACアドレス変更
 - 第三者製品または第三者ソフトウェアの不具合
4. 前項の第三者製品または第三者ソフトウェアには、Linux、Asterisk、仮想化ソフトウェア、SIP関連ソフトウェアその他これらに類する製品を含みます。
5. 当社は、障害発生時における原因調査、通信事業者対応、復旧作業または代替手段提供義務を負いません。
6. 当社が損害賠償責任を負う場合であっても、その責任は、利用者が当該ライセンスについて当社へ支払った金額を上限とします。

第9条（知的財産権）

本ソフトウェアおよび関連資料に関する著作権その他一切の知的財産権は、当社または正当な権利者に帰属します。

第10条（規約変更）

当社は、必要に応じて本規約を変更できるものとします。
変更後の規約は、当社ホームページへ掲載した時点で効力を生じるものとします。

第11条（準拠法および管轄）

本規約は日本法に準拠します。
本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

株式会社アースワークス

初版：2024年3月1日

最終更新日：2026年5月28日